

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

(H28 - 政策-指定-006)

総括研究報告書

研究代表者 泉田信行（国立社会保障・人口問題研究所）

#### 研究班の構成

##### 分担研究者

泉田 信行 国立社会保障・人口問題研究所

阪東美智子 国立保健医療科学院

佐藤格 国立社会保障・人口問題研究所

渡辺久里子 国立社会保障・人口問題研究所

安藤道人 国立社会保障・人口問題研究所

藤間公太 国立社会保障・人口問題研究所

大津唯 国立社会保障・人口問題研究所

##### 研究協力者

島村玲雄 慶應義塾大学

#### 要旨

**目的：**本研究の目的は、日本における貧困および貧困研究の現状を把握し、また貧困の背景要因等に関する実証分析を行うことにより、これまでの貧困研究の体系化と総括的な評価に取り組むことである。

**方法：**文献検討による方法と、総務省統計局『住宅・土地統計調査』の公表データを用いて基礎的な集計、LIAM2 と呼ばれる分析プログラムを用いた分析手法の基礎的な部分の開発を行った。

**結果：**1) 日本における相対的貧困率の推移が全人口、部分集団ごとに明らかにされた。2) 日本と各国の剥奪指標の開発状況の差異が明らかにされた。3) 住宅の質について、ハード面のみならずソフト面についても検討する必要があることが明らかになった。4) 概念の分類を確認した上で、将来的な社会的損失の観点から社会的排除に対応する必要性、そのための施策が正当化されるための条件を示した。5) 低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未滿住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がること等が明らかになった。6) 今後の貧困の動向についての測定手法について、仮想的なデータを用いたシミュレーションによりモデルの性能を検証できた。

**考察・結論：**所得貧困、居住を含む相対的剥奪、社会的排除の各指標にかかる整理を行った上で、個別の分担研究報告について指標のあり方・活用の観点から考察した。その結

果、1)貧困指標については、国民生活基礎調査（1989年～2013年）のデータを用いて、貧困指標相互間関係を踏まえつつ、誤差率を明確化した形で複数の貧困指標の推移を実証的に検証すること、また、貧困動態の実証的検証の必要性の検討を行うこと、2) 相対的剥奪指標については、国立社会保障・人口問題研究所による『生活と支え合いに関する調査』の個票データについて誤差率を含めた分析を進めること、3)剥奪について検討する際には住宅・住居に対してどのようなソフト面での質を期待すべきかを検討すること、4)居住の剥奪については、さらに各国の住宅政策と居住福祉、居住保障政策との接合を探るために、引き続き、社会手当制度の体系との関係性をふまえるなどの工夫を行った上で実地調査を行うこと、5)住居の剥奪状況について「住宅・土地統計調査」の個票データによる検証が必要であること、6)社会的排除の指標の情報を用いた分析結果から排除されている状況へ帰結するプロセスの解明の必要性について検討すること、7)国民生活基礎調査のデータからパラメータの作成作業を行い、micro-simulation による貧困の動向分析に活用すること、が研究班の所期の目的を達成するために必要であると考えられた。

## A.研究の目的

本研究の目的は、日本における貧困および貧困研究の現状を把握し、また貧困の背景要因等に関する実証分析を行うことにより、これまでの貧困研究の体系化と総括的な評価に取り組むことである。

## B.研究の方法

分担課題のうち、「住宅の質に関する研究」、「貧困率の測定に関する研究」、「排除指標に関する研究」、「剥奪に関する研究」については文献調査を本年度は行った。研究課題「低所得者等の住宅・居住の実態及び課題の把握」については、総務省統計局『住宅・土地統計調査』の公表データを用いて基礎的な集計を行った。研究課題「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」については LIAM2 と呼ばれる分析プログラムを用いて、分析手法の基礎的な部分の開発を行った。

## C.結果

### C-a) 「住宅の質に関する研究」

以下の4点が明らかとなった。

1:統計調査によって相対的貧困率の水準は異なるものの、時系列での推移やリスクグループについては共通した結果が得られていた。すなわち、全人口平均の貧困率は上昇傾向にあること、高齢者の貧困率は下落傾向にあるものの他の年齢階層と比べると、最も貧困率が高いグループであった。

2:子ども期に貧困である場合将来においても貧困となるかどうかについては、先行研究において一致した結果は得られていなかった。しかしながら、子ども期に貧困であると大卒の学歴を有する確率が統計的に有意に下がることは、複数の先行研究の結果から支持されていた。

3:現役世代の貧困は他の年齢階層と比較して低い水準にあるものの上昇傾向にあり、特に若年者においてワーキングプア率が上昇していること、親と同居している未婚者の増加は、将来において深刻な問題になることが予測されている。

4:高齢者の貧困は低下傾向にあった一方で、未婚の子と同居している場合は高齢者本人が貧困に陥る確率が高まると指摘されている。また女性の場合、婚姻状況(=未婚・離別・死別)や配偶者の職業によって貧困状況が異なり、特に未婚や離別の場合は将来における貧困率が大きく上昇することが指摘されている。

### C-2) 「剥奪に関する研究」

剥奪指標の方法論の開発が進むなかで、EU加盟28か国においては共通の調査様式に基づく剥奪の測定が毎年行われているのははじめ、剥奪指標は国際的に広く活用されている一方、わが国においては単発的に調査研究が行われているのみであり、しかもそのほとんどは特定の集団を対象を限定したものであることが明らかにされた。

### C-3) 「住宅の質に関する研究」

社会福祉施設・婦人保護施設・児童相談所一時保護所の現状について、居住水準の観点から検討を行った。社会福祉施設が期待される機能は

- ・経済的困窮者への住まいの提供(ハード機能)
  - ・生活の自立の援助(ソフト機能)
  - ・望ましくない社会関係性からの遮断(ソフト機能)
- から構成されると考えられた。

### C-4) 「排除指標に関する研究」

貧困、相対的剥奪、社会的排除についての概念の分類を確認した上で、ニーズを抱えた層が誤解にもとづき「リスク化」されることによる不平等の拡大と、将来的な社会的

損失の観点から相対的剥奪、社会的排除に対応する必要性があることを指摘し、そのための施策が正当化されるための条件(相対的剥奪や社会排除の実態に関する公的調査の実施が必要であることを含む)を示した。

### C-5) 「低所得者等の住宅・居住の実態及び課題の把握」

低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未滿住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がることが明らかになった。特に腐朽・破損住宅での居住への影響は大きく、また最低居住面積未滿住宅での居住への影響は3人以上の世帯において頑健に観察された。一方、医療機関や駅へのアクセスへの影響は頑健には観察されなかった。

### C-6) 「今後の貧困の動向についての測定手法開発に関する研究」

将来国民生活基礎調査等を利用してパラメータをより現実に近いものに置き換えて分析することを目指しつつ、まずは仮想的なデータを用いたシミュレーションにより、各個人の学歴や就労状態、所得分布を明らかにし、正規・非正規の労働者数の将来の値が、正規・非正規の比率の変化にどの程度反応するかという観点からモデルの性能を検証した。

### D. 考察及び結論

生活の困難を評価する指標である、所得貧困、居住を含む相対的剥奪、社会的排除の各指標にかかる整理を行った上で、個別の分担研究報告について考察していく。

## D-1.生活の困難を評価する指標の概念整理

本研究班の、渡辺報告、大津報告、藤間報告により所得貧困、物質的剥奪、社会的排除の指標や概念がそれぞれ整理された。これらの相互関係はどのように考えるべきであろうか。(所得・物質的) 貧困の概念と(英国的な考え方による) 社会的排除の概念の関係は、たとえばルース・リスターが説明するように、一方が原因で他方を結果とみることもできるし、「貧困と社会的排除の重なり」や「入れ子の状態としての貧困と社会的排除」といった説明的な実証的連鎖として示されるかも知れない。

様々な整理の仕方が考えられ得るが、ここでは本研究班の問題意識である、生活の困難を把握する指標としてそれぞれの指標がどのような性質の情報を持っているのか、という観点から整理する。人々の生活の困難を把握、評価するという行為は、(全ての側面について行えているわけでは無いにせよ) 社会の状態を把握し、評価することである。そこで、社会の状態を評価する方法を検討する、経済学の一分野である社会的選択論における議論を援用して整理してみたい(図1)。

基本となる概念は「(非)厚生主義」と「(非)帰結主義」である。厚生主義とは社会を評価する際に使用する情報が効用(ここでは個々人の満足度)であることを意味する。所得貧困を測定する尺度は厚生主義的な尺度と考えて良い。個々人の満足度を発生させる消費の源泉である所得の水準だけを問題にしているからである。これをAtkinson(1987)の議論を下に説明する。現実の所得分布からもたらされる平均所得 $Y$

からもたらされる社会的な良さは、不平等が社会的に忌避される限り、(等価) 所得を均等に分配することにより、より低い平均所得で達成することが可能であろう。その均等分配された等価所得を $Y-I$ とすれば、その水準自体を社会の良さを判断する基準である社会厚生関数

$$W = Y - I$$

として考えることができる。 $I$ は現実の所得分布が不平等であることによる社会的な費用である。これは所得不平等の文脈の議論であるが、同様に貧困による費用を $P$ とすれば、

$$W = Y - I - P$$

という形で貧困の費用が社会厚生関数とリンクできることも示している。貧困の費用を貧困尺度で測れるのであれば、貧困尺度の改善が社会厚生改善につながることになる。なお、ここでは例示として用いているが、アトキンソン自体の上記の尺度についても議論がある。

では、相対的剥奪や指標としての社会的排除はどこに分類されるであろうか。センの潜在能力論と同様に非厚生主義(的帰結主義)のカテゴリーに入ると考えられる。Townsend(1979)が提唱した相対的剥奪は大津報告にて説明されているとおり、個人の満足度やその背景にある所得水準(のみ)ではなく、社会における標準的な生活のありようと個々人の現状の生活のありようとの間にある乖離を測定し、その乖離の集計によって社会の良さを判定する考え方である。このような個々人の満足度(の背景にある) 所得情報以外の、外的に与えられる、社会の価値基準に沿って評価する考え方は非厚生主義に分類して良いであろう。

藤間報告では、社会的排除の要因として「社会的な参加、つながりの欠如」があげられている。これを踏まえると社会の良さを判断する社会的排除指標も非厚生主義的帰結主義の考え方の範疇にあると分類して良いであろう。

このように整理すると、所得貧困、物質的剥奪、社会的排除の指標や概念は厚生主義か否かという点で違いはあるが社会状態の結果で評価する帰結主義であるという意味では同じ性質を持つと言える。

なお、本研究班の視野には入っていないが、貧困の基準としての最低生計費を決める方法に **Minimum Income Standard (MIS)** という方法がある。岩田・岩永(2012)によれば、「その特徴は、ラウントリーのマーケットバスケットによる理論生活費の改良と、市民参加による合意アプローチを合体したところにある。」とされている。社会状態の判断については理論生計費によるが、その決定について市民の参加を求めている点を重く見るならば、手続きへの参加を重視する非帰結主義的な考え方に沿ったものであると言えよう。

#### D-2-1) 貧困指標を用いた研究について

貧困指標を用いた日本についての実証研究については渡辺報告がまとめているが、そこでは相対的貧困率を用いた分析が主である。他方で、貧困を測定する用いる指標は相対的貧困率に限るわけではない。様々な貧困指標が提案されているが、橘木・浦川(2006)は①貧困層の所得分配の変化に対して感応的であること、②特性別の部分社会集団の貧困指標から社会集団全体の貧困指標を構成できること、といった特性から

整理するなど丁寧な説明を行っている。その上で彼らは1992年から2001年までの各指標の推移について比較表を作成している。

しかしながら、リーマンショックなどのあった2000年代後半以降についての分析は他でも行われていないのが現状である。それゆえ、研究班として提供を受けている国民生活基礎調査(1989年～2013年)のデータを用いて、貧困指標相互間関係を踏まえつつ、複数の貧困指標の推移を多面的に検討し、政策の効果について検証するための準備を行うことが2年目の課題となる。その際に、特に重要であることは、推定の手続きを明らかにして再現性を担保することのみならず、推定された貧困指標の値がどの程度の誤差を持っているのかという誤差率を明示することである。貧困指標の変化に統計的に意味のある差があったのか否かが明らかで無ければ政策の事後的な評価や政策発動の事前的な判断の根拠が明確で無くなるためである。

貧困の分析はいずれにしても横断面調査の結果が多い。横断面調査の弱点のひとつは、貧困であることが持続的なのか一時的なのか、貧困への突入なのか脱出なのかといった貧困の動態を明らかにすることができない点にある。貧困動態を精密に把握できることは政策の有効性を考える際に重要な情報を与えるものと考えられる。

日本においても幾つかの試みがある。簡潔なサーベイが濱本(2009)によって与えられているが、その表2は非常に興味深い情報を与えてくれる。そこでは貧困の動態

- ・常時貧困層(貧困固定層、持続貧困層、固定的貧困層)
- ・慢性(的)貧困層(変動層)

・一時(的)貧困層  
それぞれの対象者の割合について先行研究が把握した数値がまとめられている(サーベイされている論文によって名称は異なっているものを集約して示している)。これを調査の時点数で並べ直したものが表1である。

慢性貧困については研究間の定義の違いが大きくなるが、常時貧困、一時貧困とまとめた部分はほぼ同一の定義であり、常時貧困は観察全時点で貧困の状態にあった者の割合、一時貧困はある一時点で貧困であった者の割合を示している。調査の種類や貧困基準(石井・山田と阿部は等価世帯収入の中央値の50%、濱本、濱本・岩田は生活保護基準の1.2倍)が異なることも要因として考えられなくもないが、常時貧困は観察期間数が長くなるほど割合が小さくなり、一時貧困は観察時点が長くなるほど割合が大きくなる可能性を示唆しているのではなかろうか。このことはライフコース上で生活の困難が発生しても、克服できるケースが存在することもあり得ることを踏まえれば自然であろう。

他方で、一時的貧困から慢性的貧困への移行は当然想定すべきものであり、それを把握できる指標が必要である。岩田(1997)や岩田(1999)では検討されていたが、その後指標としては把握されなくなっている「貧困流入」、「貧困脱出」という形の、時間軸の流れの情報を持った貧困動態を把握する指標が利用できることが望ましいであろう。

観察期間を延ばしていけば、観察期間中に常に貧困であるという「常時貧困」は恐らく可視的な範囲の数値ではなくなる。しかし、

現存する問題が解決するわけではない。常時貧困を測定するための、おそらくは調査時点数に基づくべきではない、より適切な指標を検討する必要があると考えられる。

貧困の動態を考える場合にも横断面での貧困を考える場合と同様に、まずもって基準となる貧困指標の値がどの程度の誤差を持っているのかという誤差率を明示する必要がある。この情報がなければ所得水準の貧困基準値の大小関係が統計的に意味のある形で示せないからである。これらの点を踏まえた厚生労働省による縦断調査を用いた検証が必要であるか検討し、必要な場合はデータの使用申請を行って分析を行うこととする。

### D-2-3) 相対的剥奪指標の測定についての課題

大津報告で相対的剥奪指標の歴史から日本における測定の現状までが丁寧に整理されている。本研究班の目的のひとつが剥奪・排除指標のあり方についての検討を行うことであり、剥奪指標のあり方にかかる先行研究の整理は大津報告で行われたと言える。居住(保障)にかかる論点は後に吟味するものとし、そもそもの剥奪指標の状況について簡単に課題を検討する。

日本の剥奪指標測定については、社会集団全体を対象とするものとしては、阿部(2006)および阿部(2014)があげられる。阿部(2006)におけるその手続きについては大津報告にあるとおり、「福祉に関する国民意識調査」において28項目について「現在の日本の社会において、ある家庭がふつうに生活するために全体に必要であるか」を尋ね、有効回答者の50%が「必要である」

と答えた 16 項目を「社会的必需項目」としている。その結果を踏まえて必需項目を享受できているかの調査が行われることになるが、阿部（2006）では 1,520 人中の被調査者のうち剥奪項目がゼロであった者が 990 名（65.1%）であった。逆に言えば、1 項目以上剥奪されている者は 34.9%となる。「社会的必需項目」として必要と考える者の割合に応じて調査結果として得られる剥奪率は影響を受けると考えて良いであろう。すなわち、50%が「必要である」と回答した項目とするか、75%が「必要である」と回答した項目とするかによって、最終的に当該社会における剥奪率の調査結果は変化するのである。その意味では人為的に「必要である」と回答する者の割合を引き上げていけば、名目上最終的な調査結果として得られる剥奪率に影響を与えることも可能であるかも知れない。

そのような問題を回避する方法として、一旦決めた「社会的必需項目」による一時点における剥奪水準では無く、その水準の変化の方向性を観測することもあり得るであろう。研究班ではその第一歩として、国立社会保障・人口問題研究所による『生活と支え合いに関する調査』の調査結果を詳細に活用することとしている（3年目の課題）。

他方で、同一項目の調査を複数年実施することに限界点がないわけではない。スピッカー（2008）には興味深い表が掲載されている。英国における Breadline Britain による 3 回の調査（1983 年、1990 年、1999 年）において被調査者が必需品と回答した割合が項目別に比較されている。『暖房』のように 97%-97%-94%と高い水準を保つ項目もあるが、『年一回の贈り物』のように

63%-69%-56%とそもそもそれほど高くない項目もある。さらには、成人の 1 日 2 回の食事のように 64%-90%-91%と割合を高めているものもある。

この事例を踏まえると、剥奪率を調査するために同一項目を継続的に調査する際に、新規に導入する項目や廃止する項目をどのように決定すべきか、導入や廃止が行われる際に異時点間の接続可能性をどのように担保しておくのかを事前に設定しておく必要がある。また、そもそも調査時点間における回答割合が異時点間に統計的に有意な変動を持っていると言えるのか、について回答できるように各時点での調査結果の表示に誤差率を含める必要がある。

さらに、言えば剥奪の状態にある者が所得貧困にあるのかという「重なり」の問題についても検証する必要がある。これは「貧困」と「剥奪」にかかる調査が適切に行われているのか、概念やそれを反映した指標が適切に行われているのか、といった点を確認するためにも重要である。国立社会保障・人口問題研究所による『生活と支え合いに関する調査』はこれらの観点を踏まえた設計となっており、研究班で剥奪率の分析を行う際にはこの点を踏まえて実証的な分析を行っていく必要がある。

#### D-2-4) 居住の剥奪についての課題

阪東報告が「施設居住者の居住環境」について、安藤報告が「低所得水準が居住水準の悪化に与える影響」について、それぞれ既存統計を用いつつ検討を行っている。

先進国における住宅政策は、1)国その他の公的主体による直接または間接的な住宅の建設・供給施策、2)中・低所得階層に対す

る住居費負担の援助施策、3)民間賃貸住宅の借家人の居住権保護施策、の3つが主要な構成要素であるとされている（原田1989）。これらは具体的には、1)公営住宅建設、住宅建設の融資助成、持家政策（融資助成、住宅減税政策）、2)家賃補助・住宅手当及び家賃統制、3)借家権の設定である。

住宅政策は一般にはより広い概念であると考えられ、住宅の衛生的な側面や広さや設備の有様を規定する住居基準の設定も含まれる（早川1987、阪東2015）。また、住宅政策の概念を包摂する試みである居住福祉の概念においては、これらに加えて、住宅におけるケアの供給（ケア付き住宅）も含まれる（野口・外山・武川2011、葛西2017）。

阪東報告による、施設居住者の居住環境の検討を通じて、あるべき社会福祉施設の機能を考えると、その反射として施設ではない住まいとしての住宅・住居のあるべき機能が明らかにされると考えられる。阪東報告の内容から、社会福祉施設が期待される機能は

- ・経済的困窮者への住まいの提供（ハード機能）

- ・生活の自立の援助（ソフト機能）

- ・望ましくない社会関係性からの遮断（ソフト機能）

から構成されると考えられる。これらの機能のどこまでを社会福祉施設に期待するかは、逆に、社会福祉施設に期待する機能の残余の部分を、事実上、住宅・住居に期待することとなる。この点を踏まえた上で、相対的剥奪、社会的排除の文脈から居住について検討することが必要である。

『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』のp.29において、「「住まい」は、

単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、家庭を育み、地域社会とのつながりを持ちながら生活していく「拠点」としての重要な役割があり、その確保が自立の基盤となる。」とされている。生活を考える場合には、就労という観点も含めて検討することが必要であろう。その際には、職業、労働条件、所得などの要因によって居住地が制約される居住立地限定階層の状況などにも目を配りつつ、居住確保と就労や社会関係性維持の両立状況について統計データ等を用いて検証する必要があるかも知れない。

このような検討は住宅政策と居住福祉、居住保障政策との接合を探る試みと言ってもよいであろう。その際に有益であるのは、各国との制度・政策の比較である。今年度はスウェーデン、デンマークの現地調査、およびフランスの社会法典にかかる資料収集を実施した。次年度はイギリス、フランス、ドイツなどの現地調査を行うことを予定している。

各国比較を行う際には、歴史的な観点を踏まえることは重要であろう。例えば、スウェーデンは戦災を受けておらず、第二次世界大戦終結とともに戦費の削減分が社会保障にまわされ、住宅手当が1948年に開始されている（小野寺1987）。フランスは第二次世界大戦後の住宅危機時に、借家人保護や住宅手当の給付を行いつつも、公的主体による直接的な建設供給方式をとらなかった（原田・大家1999）。

当然、居住保障施策が社会保障施策と住宅施策のどちらの観点からより強く推進されているかという点も考慮すべきである。その際には社会手当制度の体系との関係も検討する必要がある。



各国比較の実施とともに、日本国内の現状把握も行う必要がある。本年度は安藤報告が公表されているデータである、「住宅・土地統計調査」の市区町村別の統計を用いて、低所得水準が居住水準の悪さに与える影響を分析している。個人単位のデータでは無く、市区町村単位の集計された地域データを用いた分析であるため、本研究の分析結果やその含意を個人レベルに直接当てはめることができない可能性はある。このため、本研究で得られた結果は、現時点では注意深く解釈する必要があることに留意すべきである。

他方で、低所得水準は腐朽・破損住宅や最低居住面積未達住宅や旧耐震基準住宅など、質の低い住宅での居住に繋がる、という本研究の主たる結果は直感的には納得のいくものである。

低所得→低居住水準という因果の存在が示唆されたことは非常に重要であるが、政策提言につなげるにはさらなる学術的な検証が必要であると考えられる。たとえば、実際には、低所得と低居住水準に直接の因果関係が無いが、低所得者が多い→当該自治体の低財政水準→公営住宅の整備水準低→低居住水準という因果のルートが存在することは否定されていない。

いずれにせよ、今後、個票データやそれを直接活用した地域集計データを用いたさらなる検証が必要であるが、その出発点となる研究として位置付けられる。

#### D-2-5) 分析結果の活用に向けた論点

これまで述べてきた、所得貧困、相対的剥奪、剥奪の項目としての居住、についても、分析の進展とともに分析結果の活用につい

てさらに検討する必要は当然あるが、ここでは社会的排除および今後の貧困の動向についての測定手法開発について簡単に検討する。

排除指標に関して文献サーベイを行った藤間報告においては、フランスにおける社会的排除の議論を整理している。フランスの議論においては、例えば、英国をはじめとする他国との議論とは異なり、指標化に対して否定的な態度も存在する。ロベール・カステル (2015) はその第 12 章において「排除」という言葉を注意深く使用すべきであることを指摘している。「排除」の状況を構成する本質的特徴は、こうした状況の中には存在しないこと、「排除について語ることで、あるプロセスに置かれなければ意味をなさない極端な諸状況が、自律したものとみなされてしまう」ことをその理由としてあげている。彼は結論部分において、「社会的な不具合があれば何であれ、「排除」と名付けて危険を誇張するのではなくして、排除のプロセスを、今日における社会問題を包括的に構成している諸要素全体から注意深く切り離さなければならない。」と指摘している。

社会的排除に至るプロセスを明らかにする作業は日本では社会的排除リスク調査チーム (2012) が既に行っている。カステル自身は「排除」の原因である亀裂が生じるのは、賃労働のただ中においてである。「排除に対して闘う」ためにまず介入すべき対象は、労働にかんする規制や、労働と結びついた保障システムである。」と述べている。社会的排除についての指標化された情報の一部は『生活と支え合いに関する調査』から得られると考えているが、その情報を用いた

分析結果から社会的排除に対する施策へとつなげるためには排除されている状況へ帰結するプロセスの解明を行う必要がある。次年度においては、この点について検討することも視野に入れる必要がある。

佐藤報告は、今後の貧困の動向についての測定手法開発として、貧困の動向を **micro-simulation** の手法によって分析する方法の検討を行っている。手法を活用した分析を行うためには、今年度構築した分析モデルにおいて活用するパラメータの入手が必要となる。予定よりも遅くなったが国民生活基礎調査のデータの入手が完了しており、研究計画通りにパラメータの作成作業を次年度は行うこととしたい。

#### 文献

Atkinson A. B. (1987) "On the Measurement of Poverty," *Econometrica*, Vol.55(4), pp.749-764.

阿部彩 (2006) 「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策学会誌』(16): 251-275。

阿部彩 (2014) 「日本における剥奪指標の構築に向けて—相対的貧困率を補完する指標の検討—」『季刊社会保障研究』49(4): 360-371。

アマルティア・セン (1992) 『不平等の再検討』池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳, 岩波書店。

石井加代子 (2010) 「2000年代後半の貧困動態とその要因」瀬古美喜, 照山博司, 山本勲, 樋口美雄, 慶應・京大連携グローバル COE 編『日本の家計行動のダイナミズム 6』慶應義塾大学出版会, pp.49-69。

石井加代子・山田篤裕 (2007) 「貧困の動態分析」樋口美雄・瀬古美喜・慶應義塾大学経済商連携 21 世紀 COE 編『日本の家計行動のダイナミズム III』所収、慶應義塾大学出版会 pp.101-129。

石井加代子・山田篤裕 (2009) 「年齢階級・世帯類型別に見た日本の貧困動態の特徴—慶應義塾家計パネル調査 (KHPS) に基づく貧困動態分析—」『社会政策研究』Vol.9, pp.38-63。

岩田正美 (1997) 「第 1 章 自立・世帯形成期と貧困の動態的側面」家計経済研究所編『現代女性の暮らしと働き方 消費生活に関するパネル調査 (第 4 年度) 平成 9 年版』所収, 大蔵省印刷局, pp.55-76。

岩田正美 (1999) 「第 6 章 ; 女性と生活水準変動—貧困のダイナミクス研究—」樋口美雄, 岩田正美編著『パネルデータからみた現代女性 結婚・出産・就業・消費・貯蓄』所収, 東洋経済新報社, pp.171-191。

岩田正美・岩永理恵 (2012) 「小特集 2 に寄せて」『社会政策』第 4 巻第 1 号, pp.58-60。

岩間大和子 (1987) 「第 7 章 住宅給付」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』東京大学出版会, pp.189-212。

小野寺百合子 (1987) 「第 10 章 住宅手当」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会, pp.215-226。

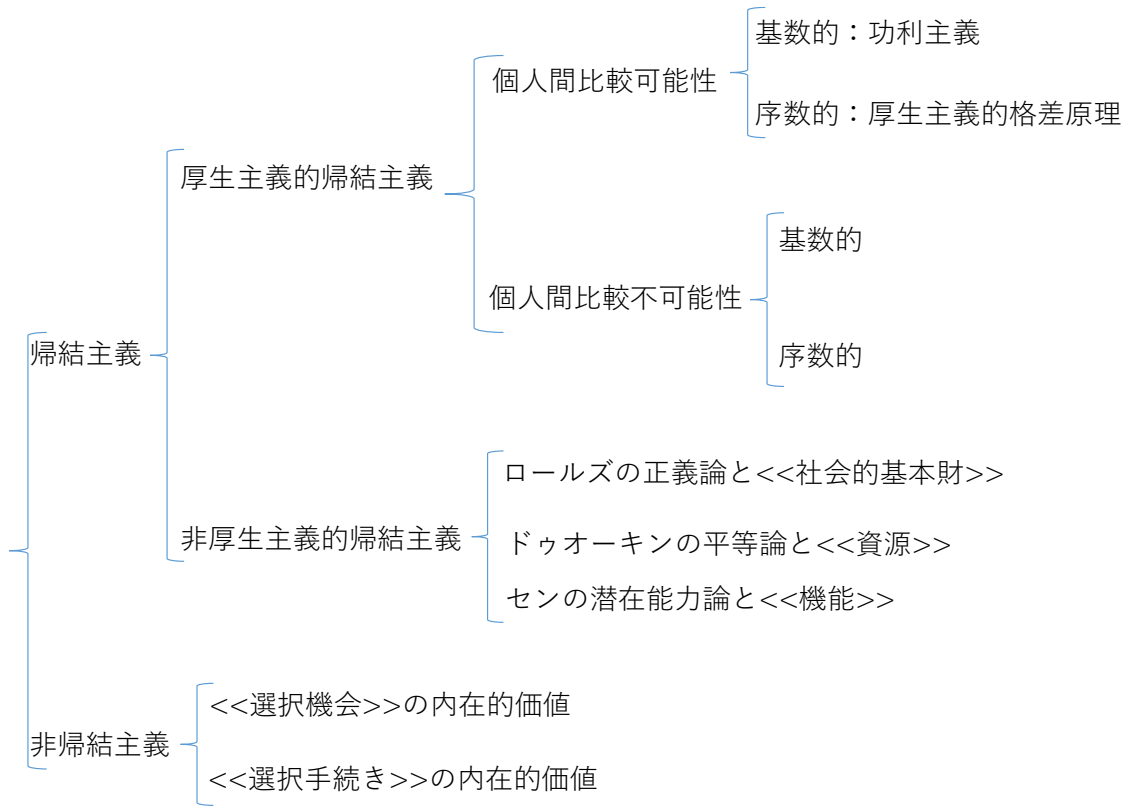
ロベール・カステル (2015) 『社会喪失の時代 プレカリアテの社会学』北垣徹訳, 明石書店。

葛西リサ (2017) 『母子世帯の居住貧困』日本経済評論社。

社会的排除リスク調査チーム (2012) 『社会的排除にいたるプロセス～若年ケーススタディから見る排除の過程～』内閣官房社会

- 的包摂推進室/内閣府政策統括官（経済社会システム担当）。
- ポール・スピッカー（2008）『貧困の概念－理解と応答のために－』坏洋一監訳,生活書院.
- 鈴木浩（1999）「第14章 住宅保障」国立社会保障・人口問題研究所編『先進諸国の社会保障 イギリス』東京大学出版会,pp.315-334.
- 鈴木興太郎「第1章 厚生経済学の情動的基礎」岡田章他編『現代経済学の潮流 2000』東洋経済新報社,pp.3-42。
- Townsend P., (1979) *Poverty in the United Kingdom*, University of California Press.
- 橘木俊詔・浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 野口定久・外山義・武川正吾（2011）『居住福祉学』有斐閣.
- 原田純孝（1989）「第14章 住宅政策と住宅保障」社会保障研究所編『フランスの社会保障』東京大学出版会,pp.351-377.
- 原田純孝・大家亮子（1999）「第15章 住宅政策と住宅保障」国立社会保障・人口問題研究所編『先進諸国の社会保障 フランス』東京大学出版会,pp.305-345.
- 原田謙・杉澤秀博・小林江里香・Jersey LIANG（2002）「高齢者の所得変動に関連する要因－縦断調査による貧困のダイナミクス研究－」『社会学評論』Vol.52,No.3,pp.382-397.
- 濱本知寿香（2005）「収入からみた貧困の分析とダイナミクス」岩田正美・西澤晃彦『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房 pp.71-94.
- 濱本知寿香（2009）「国内貧困研究情報 興味深い統計と数字の動きを見る パネル研究から見た日本の貧困動態」『貧困研究』Vol.3,pp.130-137.
- 阪東美智子（2015）「住宅環境の社会疫学的影響」『貧困研究』Vo.14,pp.64-72.
- 樋口美雄・法専充男・鈴木盛雄・飯島隆介・川出真清・坂本和靖（2003）「パネル・データに見る所得階層の固定性と意識変化」樋口美雄+財務省財務総合政策研究所編著『日本の所得格差と社会階層』日本評論社.
- ルース・リスター（2011）『貧困とはなにか』松本伊智朗監訳・立木勝訳,明石書店.

図 1：社会状態の評価の背景にある考え方の概念整理



出所：鈴木（2000）から著者作成。

表 1：パネル・データの調査時点数と貧困の動態の把握状況

	常時貧困	慢性貧困	一時貧困	観察時点数	調査データ
石井・山田 (2009)	5.3%	4.4-5.3	7.9%	3	KHPS
石井・山田 (2007)	4.7%	—	16.4% ※		
濱本 (2005)	2.1%	4.2%	11.4%	4 (1994年- 1997)	家計研パネ ル
	5.4%	7.5%	12.9%	4 (1999年- 2002年)	
阿部 (2008)	1.9%	2.6-4.8%	11.6%	4	21世紀出生 児縦断
岩田・濱本 (2004)	1.0%	6.3%	27.2%	9	家計研パネ ル
濱本 (2005)	1.5%	6.8%	24.0%		

出所：濱本（2009）より著者作成

※石井・山田（2007）による一時貧困は観察期間中1・2回該当とされている。